

令和8年度 第2回 石岡市地域公共交通会議 次第

日 時 令和8年9月29日(火) 午後2時

場 所 石岡市消防本部 3階会議室

1 開 会

2 議 事

- ・石岡市地域公共交通会議設置要綱の改正について
- ・石岡市乗合いタクシー土日実証実験について
- ・その他

3 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1-1 石岡市地域公共交通会議設置要綱 改正案
- ・ 資料1-2 石岡市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表
- ・ 資料2 石岡市乗合いタクシー土日実証実験について
- ・ 参考資料 石岡市乗合いタクシー予約説明会チラシ

令和8年度 石岡市地域公共交通会議委員名簿

◇名簿(石岡市地域公共交通会議設置要綱順)

N0	区分	委員	備考	出欠
1	石岡市副市長（会長）			
2	石岡市職員	浅田 禎智	石岡市都市建設部長（会長）	○
3	旅客自動車運送事業者代表及び 関係団体代表	廣瀬 貢司	関東鉄道株式会社常務取締役	○ （代理）自動車部営業一課長 宮野 裕司
4		古賀 重徳	一般社団法人茨城県バス協会専務理事	○
5		塩入 貴光	京成タクシー茨城株式会社取締役	○ （随行）常務取締役 内田 勉
6		小松崎 勝夫	有限会社ムツミ観光自動車取締役社長	○
7		上田 裕司	茨城県ハイヤータクシー協会県南支部 石岡部会長（有限会社 上田タクシー）	○
8		山口 直己	関東鉄道労働組合書記長	○
9		加藤 乃利明	石岡市社会福祉協議会事務局長	○
10	関東運輸局茨城運輸支局職員	柿本 憲治	関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）	○
11	住民，利用者代表，経済団体代表	岡安 将之	石岡商工会議所専務理事	○
12		篠原 秀男	石岡市八郷商工会事務局長	○
13		木下 明男	一般社団法人石岡市観光協会会長	○
14	石岡警察署署員	星野 圭祐	茨城県石岡警察署交通課規制係	×

石岡市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 石岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- （2） 石岡市の地域交通施策に関する事項
- （3） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 石岡市副市長
- （2） 旅客自動車運送事業者代表及び事業用自動車の運転者が組織する団体並びに係団体代表
- （3） 関東運輸局茨城運輸支局職員
- （4） 住民，利用者代表
- （5） 経済団体代表
- （6） 石岡警察署署員
- （7） 石岡市職員
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、石岡市都市建設部長がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことが出来ない。
- 5 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は助言を求めることが出来る。
- 7 交通会議の庶務は、石岡市都市建設部都市計画課において処理する。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

（石岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口）

石岡市役所都市建設部都市計画課

連絡先：TEL 0299-23-1111

FAX 0299-22-6070

(守秘義務)

第5条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に係る取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月 日から施行する。

石岡市地域公共交通会議設置要綱の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後	備考
第 1 条から第 3 条 略	第 1 条から第 3 条 略	
第 4 条 交通会議に会長を置く。	第 4 条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。	
2 から 8 略	2 から 8 略	

石岡市乗合いタクシー土日実証実験について

石岡市乗合いタクシーについては、現在平日のみの運行となっています。

しかし、令和5年度に策定した石岡市公共交通計画の中の公共交通に係る市民アンケートにおいて、乗合いタクシー利用者が利用していて困ったことの設問に対して、「土日祝日に運行していない」と答えた方の割合が最も多くなっていたことや、近年は市民からの要望も多い状況です。

このようなことから土日の運行に関して一定のニーズがあり、需要が見込めることから、今回実態の把握や運行データを収集するため、土日実証実験を実施するものです。

1 石岡市乗合いタクシー運行事業の概要

(1) 事業の目的

市内の交通不便地域の解消並びに移動制約者の移動手段の確保を図ることを目的に本事業を実施する。

(2) 事業主体

石岡市社会福祉協議会

(3) 運行事業者（平日）

○京成タクシー茨城株式会社

○有限会社ムツミ観光自動車

(4) 運行車両（平日）

○10人乗りワンボックス車両 5台

○14人乗りワンボックス車両 2台



(5) 利用者

石岡市に住所を持つ方

(6) 運行形式

○区域運行（AI デマンド型運行）

決まった時刻表やルートがなく、AIを活用して、利用者の需要に合わせて、リアルタイムで効率的なルートや配車時間を設定しています。

2 これまでの運行について

平成19年4月

株式会社まち未来いしおかにより運行開始。

4つの運行区域が設定されており、各地区を跨ぐ移動については乗り換えが必要となる。

<u>平成 24 年 4 月</u>	事業主体が株式会社まち未来いしおかから、社会福祉法人石岡市社会福祉協議会に変更。
<u>平成 24 年 10 月</u>	4 つの運行区域を 2 つ（石岡地区と八郷地区）に見直し。 2 地区を跨ぐ移動については乗り換えが必要となる。
<u>平成 27 年 10 月</u>	運行区域の廃止に伴い、2 地区を跨ぐ移動についても乗り換えは不要となる。
<u>令和 5 年 3 月</u>	A I システム導入により、時間便が廃止され、デマンド型運行となる。 また、スマートフォン等で W E B 予約が利用可能となる。
<u>令和 8 年 5 月</u>	高齢化によるドライバー不足等の事由により、車両台数を 9 台から 7 台へ変更。

3 土日実証実験の内容

（1）実証運行日程

令和 8 年 11 月 1 日（日）～令和 9 年 3 月 31 日（火）

（1）運行事業者

有限会社ムツミ観光自動車

（2）運行車両

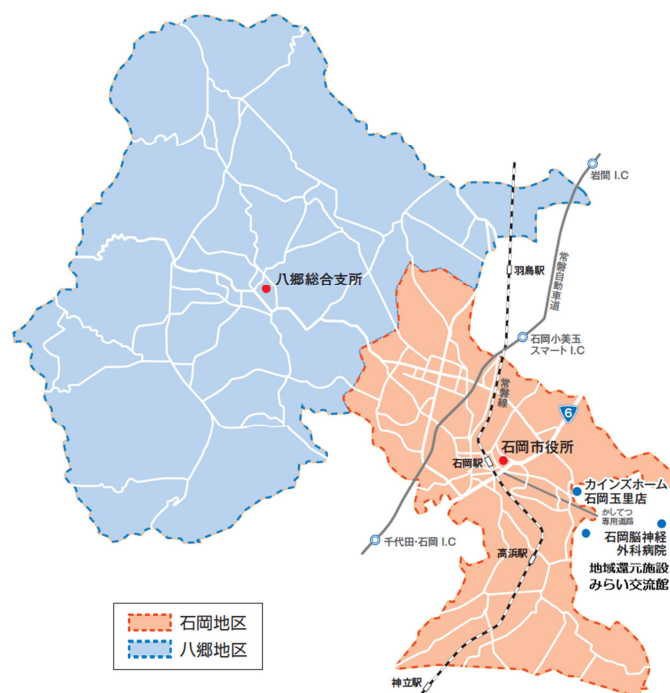
14 人乗りワンボックス車両 2 台

（3）運行時間

8 時 15 分から 18 時まで

（4）運行エリア

市内全域＋市外の拠点（羽鳥駅、神立駅、石岡循環器科脳神経外科病院、カインズホーム石岡玉里店、みらい交流館）



(5) 運賃

区分	石岡地区または八郷地区内 でのご利用	石岡地区と八郷地区の行き 来でのご利用
大人（中学生以上）	300 円	500 円
「小学生」・「障害者手帳等 所持者及びその介助者」	100 円	200 円
未就学児（保護者の同乗が 必須）	無料	無料

(6) 予約方法

○WEB 予約

24 時間予約可能で利用希望日の 14 日前から当日の利用時間まで予約可能です。

○電話予約

受付時間は 7 時 30 分から 17 時 45 分で利用希望日の 14 日前から当日の利用時間まで予約可能です。

※電話予約については、土日の受付体制を平日と比較して縮小する。

※利用する前にはあらかじめ、WEB および電話それぞれにて事前登録が必要となります。

4 今後のスケジュール

内 容	令和8年				令和9年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域公共交通会議	地域公共交通会議および運賃協議会の開催						
	事業計画変更届の提出						
運行準備	利用者向け講座の開催						
	オペレーター確保						
実証運行			土日実証運行				
			アンケート配布				
			アンケート集約 データ分析				



スマホでかんたん！ 乗合いタクシー予約説明会



岡都市計画課 Tel 23-5523



予約の際「電話が繋がらない」とお困りの人は、いつでも予約ができる「Web 予約」が便利です。現在ご利用中の人や新規登録を希望する人を対象に、スマートフォンなどを使った予約方法など、職員が分かりやすくご説明します。

各地域で開催しますので、ぜひこの機会にご参加ください。

《対象者》



- 石岡市に住所を持つ人
- Web 予約やスマートフォンの操作にお困りの人

《ご用意いただくもの》



- スマートフォン（インターネットに接続できる端末）
- メールアドレス（スマートフォンなどで受信できるもの）

《注意事項》



- 現在電話予約でご利用中の人も、Web 予約の利用には再度利用者登録が必要となります。
- 会場の指定はありません。事前申し込みも不要です。
- 定員に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

《乗合いタクシー予約説明会日程》

石岡地区

日程	開始時間	会場	所在地
10月21日(水)	午前10時～	東地区公民館	石岡市東石岡 4-6-24
	午後2時30分～	府中地区公民館	石岡市府中 5-5-17
10月27日(火)	午前10時～	国府地区公民館	石岡市国府 5-7-1
	午後2時30分～	城南地区公民館	石岡市三村 7109

八郷地区

日程	開始時間	会場	所在地
10月20日(火)	午前10時～	恋瀬地区公民館	石岡市小見 827-1
	午後2時30分～	葦穂地区公民館	石岡市上曾 1195-1
10月23日(金)	午前10時～	小桜地区公民館	石岡市川又 746
	午後2時30分～	園部地区公民館	石岡市真家 1921
10月28日(水)	午前10時～	瓦会地区公民館	石岡市瓦谷 430-1
	午後2時30分～	林地区公民館	石岡市下林 862-1
10月30日(金)	午前10時～	小幡地区公民館	石岡市須釜 1300-1
	午後2時30分～	中央公民館	石岡市柿岡 5680-1

※お住まいの地区による会場の指定はございません。ご都合の良い日程・会場をお選びのうえ、ご参加ください。